



鶴見  
青色申告会

# 鶴申だより



発行  
鶴見青色申告会事務局

〒230-0051  
鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145  
FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

## 第64回 鶴見青色申告会 定時総会を開催《全議案可決承認される》



挨拶する三橋会長

去る、5月23日(金)当会館4階ホールに於いて、第64回定時総会が開催されました。

当日は来賓として鶴見税務署菊池署長はじめ、三税の幹部の方々並びに各関係団体から多数のご出席を頂き、定刻午後3時30分、松戸局長の司会で進められ、三橋会長挨拶後、指名された三橋会長が議長となり、上程議案の審議に入りました。



鶴見税務署  
署長 菊池 修様



神奈川県税事務所  
所長 高畑正志様



鶴見区役所  
区長 征矢雅和様



東京地方税理士会鶴見支部  
支部長 庭野章彦様

- (1) 平成25年度事業報告並びに収支決算報告・財産目録
- (2) 監査報告
- (3) 役員選任

会長	三橋 忠司	副会長	廣川 久子	副会長	時田 幸吉
副会長	窪井 進	副会長	青木 雅人	会計理事	川名富美子
新任 監事	梅島 實	新任 監事	大野 嘉子		

- (4) 平成26年度事業方針案並びに収支予算案
- (5) 労働保険事務組合同規約変更の件

規約 第3条4項の変更について

### 変更前

4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等または海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。



### 変更後

4 労災保険法第4章の2の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主及び一人親方または海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

以上、議案を上程し、審議の結果異議無く可決承認されました。  
引き続き「退任理事への感謝状贈呈」、「部会表彰」が行なわれ来賓祝辞の後、第2部懇親会へと移り、定時総会は終了しました。